

## 令和6年度京都市くらし応援給付金（非課税・均等割のみ課税世帯、子ども加算） よくあるお問合せ

### ＜対象世帯・給付基準について＞

Q1 私（の世帯）が「令和6年度京都市くらし応援給付金（非課税・均等割のみ課税世帯、子ども加算）」（以下、「給付金」という。）の支給対象世帯かどうか確認したい。

A1 支給対象は、基準日（令和6年6月3日）において世帯全員の令和6年度分の住民税が非課税又は均等割のみ課税である世帯となります。対象世帯には、令和6年7月10日に案内文書を郵送しました。具体的には、以下1～6の要件を全て満たす世帯です。

- 1 基準日（令和6年6月3日）時点で京都市に住民登録があること
- 2 世帯に属する全ての世帯員が令和6年度分の住民税（令和5年1月から12月の収入・所得）が非課税又は均等割のみ課税であること
- 3 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告の方がいないこと
- 4 令和5年度住民税非課税世帯（7万円）又は均等割のみ課税世帯（10万円）を対象とする給付金について、本市及び本市以外の自治体において、給付対象であった世帯と同一世帯及び当該世帯の世帯主を含む世帯でないこと
- 5 住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯に対する令和6年度の10万円給付金（※）を本市以外の自治体で受給していないこと。  
※自治体により給付額が異なる場合あり
- 6 住民税が課税されている者の扶養親族だけで構成される世帯ではないこと  
※ 扶養親族等には、市町村民税の課税者と生計を同一にする配偶者、地方税法の規定による扶養親族（16歳未満の者を含む）のほか、同法の規定による青色事業専従者及び事業専従者が含まれます。

### ＜対象外の例＞

- ・親（課税者）に扶養されている大学生（非課税又は均等割のみ課税）の単身世帯
- ・子（課税者）に扶養されている親（非課税又は均等割のみ課税）の世帯

Q2 生活保護・年金受給世帯であるが、支給対象か。

A2 Q1の支給要件を満たしている世帯であれば、支給対象となります。ただし、住民税が課税されている方に扶養されている場合は対象外となります。

Q 3 令和5年度住民税非課税世帯（7万円）又は均等割のみ課税世帯（10万円）を対象とする給付金を世帯主として受給したが、令和6年度は支給対象か。

A 3 支給対象外となります。

Q 4 令和5年度住民税非課税世帯（3万円）を対象とする給付金のみ受給し、7万円の給付金は受給していない。令和6年度は支給対象か。

A 4 Q 1の支給要件を満たしていれば、支給対象となります。なお、給付額は7万円となります。

Q 5 実家が非課税世帯で、世帯員として、令和5年度住民税非課税世帯（7万円）の給付を受けた。基準日（令和6年6月3日）時点では、実家を転出し、単身世帯の世帯主であるが、令和6年度は支給対象か。

A 5 令和5年度給付金で支給対象となった世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は支給対象外となります。基準日（令和6年6月3日）時点で単身世帯となられている場合で、Q 1の支給要件を満たしていれば、支給対象となります。

Q 6 親（課税者）に扶養されている単身世帯の大学生であるが、支給対象か。

A 6 住民税が課税されている者の扶養親族だけで構成される世帯となりますので、支給対象外です。

Q 7 基準日の翌日（令和6年6月3日）以降、京都市から転出した場合でも支給対象か。

A 7 基準日（令和6年6月3日）時点で住民登録があった市町村から支給されますので、6月3日以降に京都市から転出された場合であっても、京都市において支給対象となります。支給の可能性がある世帯には、令和6年7月10日以降に案内文書を送付しておりますので、そちらをご覧ください。

Q 8 しばらく入院しているため、自宅に案内文書が届いているか確認できない。もし支給対象だった場合、期限を過ぎてからでも申請を受け付けてもらえるか。

A 8 支給対象となる方には、基準日（令和6年6月3日）時点の住民登録上の住所地に案内文書を送付しております。入院中で案内文書の確認ができないなどの事情があっても、申請期限（令和6年10月31日（必着））の延長は認められません。

**<振込>**

Q 1 【支給のお知らせ】いつ頃に振り込まれるのか。

A 1 振込エラー等がなければ、令和6年8月6日に振込み済みです。

Q 2 【確認書、申請書】申請してから、どれくらいで振り込まれるのか。

A 2 書類に不備等がなければ、概ね1か月程度で振込となります。

**<その他>**

Q 1 給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となるのか。また、生活保護受給世帯は被保護者の収入認定になるのか。

A 1 課税対象や差押対象とはなりません。また、収入認定としない取扱いとなっています。

Q 2 給付金の案内が届いたが、詐欺ではないか。

A 2 「令和6年度京都市暮らし応援給付金」に係る案内文書は本市から令和6年7月10日以降に支給対象の方へ送付しており、詐欺ではございませんのでご安心ください。